

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）」に対する意見

2008年4月24日
日本弁護士連合会

当連合会は、平成20年3月28日公表の「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）」（以下「規則案」という。）について、次のとおり、意見を述べる。

1 規則案第5条第3号に関連して

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項第1号及び規則案第5条第3号によれば、犯罪利用預金口座等について国税滞納処分（その例による処分を含む。）があった場合、当該預金口座等に係る預金等に係る債権について、当該債権の消滅手続等を開始しない。

この点、現行の法体系上、本手続よりも国税滞納処分が優先せざるをえない。しかし、そもそも、犯罪利用預金口座等に残された資金は、振込利用犯罪行為による被害者の被害財産に由来するものである。それゆえ、被害者の財産的被害の迅速な回復等に資すべく、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定める本法が立法された（法第1条）。

法の趣旨をより妥当させるべく、国税等滞納処分よりも本法による手続が優先されるよう、所要の法整備の検討に速やかに着手すべきである。

2 規則案第6条第1号について

削除すべきである。

法第4条第2項第2号は、「振込利用犯罪行為により被害を受けたと認められる者の状況その他の事情を勘案して」、法に規定する手続を実施するのが適当でないとして認められる場合を定めることを主務省令に委任したものである。しかし、規則案第6条第1号に定める口座名義人に係る民事再生手続開始決定、会社更生手続開始決定及び破産手続開始決定又はこれらに準ずる事実、いずれも被害者側の事情には当たらず、もっぱら口座名義人の事情である。口座名義人の事情のみを考慮して法に規定する手続を実施しない場合とする旨を規則で定めることまでを法が予定したものととは言えないから、規則案同号は、委任の趣旨を逸脱している。

実質的にも、債務者や管財人が当該債権を行使する意思のない場合もあると考えられる。例えば、債務者等において当該債権が自己の財産ではないことを自認している場合もあるだろう。また、破産管財実務では、一定額以下の預金債権は換価せずに放棄する運用がなされている。このような場合には、一定期間内に権利行使の届出がないことによって簡易迅速に当該債権を消滅させることに実益があるといえるので、一律に法に規定する手続を実施しないものとするのは妥当ではない。

それよりも、法第6条の権利行使の届出を待ち、その有無により、その

後の手続を進行させるかどうかを判断した方が当該事案の実情に応じて適切な処理ができるものと思料する。

3 規則案第6条第2号について

法第4条第2項第2号の規定を受け、規則案第6条第2号は、犯罪被害財産支給手続の開始の決定又はこれに準ずる事実があった場合を定めている。しかし、本号にいう「犯罪被害財産支給手続の開始の決定又はこれに準ずる事実」が具体的にいかなる場面のことを指すのかがいささか不明である。

本号の趣旨が、当該預金口座等に残された資金を検察官が保管するに至り、犯罪被害財産支給手続の開始決定がなされた場合には、法に規定する手続を実施しないことにあるのであれば、先行した手続によって犯罪被害者の財産的被害の回復を図った方が適切と考えられるので、妥当である。しかし、その趣旨である場合は、法第4条第2項第1号の規定を受け、規則案第5条第4号に規定を置いた方がわかりやすいように思われる。

ところが、本号が法第4条第2項第2号の規定を受けたものであることを考えると、当該預金口座等に残された資金とは全く関連のない口座名義人の資産を原資として犯罪被害財産支給手続の開始決定がなされたような場合にまで、法に規定する手続を実施しない趣旨とも考えられる。しかし、そのような場合であっても、犯罪被害者の財産的被害の回復の十全を図る趣旨から、被害者は、両手続の支給要件を満たす限り、両手続からの支払等を受けるべく申請可能とすることが適切であるから、本号がこのような場合に法に規定する手続を実施しない趣旨なのだとなれば妥当ではない（もっとも、対象犯罪行為により失われた価額より多い金額を被害者が受け取ることはできないが、法第12条第1項第3号、第13条第2項等の規定により手当てされている）。

4 法第20条第1項及び第2項に定める残余金の利用に関する規定について

凍結預金は、被害者にできる限り分配されるべきであるが、所定の手続きを実施しても被害者が現れず凍結預金口座に残余金が生じた場合、かかる残余金の利用については同条において「犯罪被害者等の支援の充実のため」と定めるのみであり、その具体的内容に関する規定は規則案には定められていない。そこで、この残余金の利用について、次の内容を可能にする規定を規則に定めるべきである。

①振り込め詐欺等による被害者の被害回復並びに被害の未然防止のための法的支援のための法律相談にかかる費用（相談弁護士に対する相談料を含む）に利用すべきである。

②民間の犯罪被害者支援団体並びに適格消費者団体に対し、その活動を経済的に支援することにより、より多くの被害者の被害からの回復を図るべく、民間の被害者支援団体並びに適格消費者団体への経済的援助のために利用すべきである。

③以上の犯罪被害者支援を実現するためには、残余金は基金として運用し、かかる基金から上記①、②の活動に対し支出するべきである。

以上